



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

上海市人民政府による『上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励規定』の印刷発行に関する通知

滬府発[2011]98号

各区、県の人民政府、市政府の各委員会、弁公室、局：

ここに『上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励規定』を印刷発行するので、これに照らして執行されたし。

上海市人民政府

2011年12月19日

### 上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励規定

#### 第一条（目的および依拠）

対外開放をさらに拡大し、多国籍企業の上海市における地域本部の設立を奨励し、在上海の多国籍企業の地域本部に実体業務を集中させ、機能を展開し、レベルアップを図るため、経済の転換発展を促進するため、関係する法律、法規にもとづき、上海市の実際の状況に即し、本規定を制定する。

#### 第二条（定義）

本規定でいう多国籍企業の地域本部とは、国外において登録された親会社が上海市において設立する、投資或いは授権の形式を以って、1つの国以上の区域内における企業に対して、管理およびサービス機能を履行する、唯一の本部機構を指す。

多国籍企業は、独資の投資性公司、管理性公司など独立法人資格を有する企業組織形式を以って、上海に地域本部を設立することができる。

投資性公司とは、多国籍企業が、商務部発布の『外国企業の投資による投資性公司設立に関する規定』に照らして設立した、直接投資に従事する公司を指す。

管理性公司とは、多国籍企業が統合管理、研究開発、資金管理、購買、販売、物流およびサービス支援など営業職能のために設立した公司を指す。

#### 第三条（適用範囲）

上海市内において設立される多国籍企業の地域本部（以下「地域本部」と略称）は、本規定を適用する。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

---

### 第四条（管理部門）

市の商務委員会は、地域本部の認定業務に責任を負い、関係部門の地域本部に対する管理サービス業務の展開を調整する。

工商、財税、税務、外事、人事と社会保障、出入国管理、外為管理、税関、出入国検験検疫などの部門は、各自の職責の範囲内において、地域本部に対する管理サービス業務を適切に行う。

### 第五条（認定条件）

設立済みの外商投資性会社は、地域本部への認定を直接申請することができる。

管理性会社が地域本部の認定を申請する場合は、以下に挙げる条件に合致しなければならない。

(一)親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと

(二)親会社の中国国内における投資の累計払込登録資本総額が1000万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権する中国国内外の企業が3社を下回らないこと。或いは親会社が管理を授権する中国国内外の企業が6社を下回らないこと。基本的に上記の条件に合致し、所在地区の経済発展に突出した貢献をしているものには事情を考慮する。

(三)管理性会社の登録資本が200万米ドルを下回らないこと

### 第六条（申請資料）

地域本部の認定申請は、以下に挙げる資料を市の商務委員会へ提出しなければならない。

(一)会社の法定代表者が署名した申請書

(二)親会社法定代表者が署名した地域本部の基本職能の授権書類

(三)会社の批准証書、営業許可証および出資権証報告（いずれもコピー）

(四)親会社が中国国内において投資している企業の批准証書および営業許可証（いずれもコピー）

(五)親会社法定代表者が署名した、着任予定地域本部法定代表者の授権書類および着任予定地域本部法定代表者の略歴および然るべき身分証明書類（身分証明はコピー）

(六)法律、法規および規則で提出を要求するその他の資料



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

---

前項規定でコピーの提出と明記していないものは、書類の正本を提出しなければならない。

### 第七条（審査）

市の外国投資工作委員会は、申請書などの資料を受取った日より 10 業務日内に審査を完了させ、かつ認定する或いは認定しない旨の決定を行わなければならない。認定する場合は、認定証書を発行しなければならない。

### 第八条（経営、管理およびサービス活動）

地域本部は、国および上海市の関係する規定に照らし、以下に挙げる経営、管理およびサービス活動に従事することができる。

- (一) 投資経営の意思決定
- (二) 資金の運用および財務管理
- (三) 研究開発および技術支援
- (四) 商品の購買、販売及び市場営業サービス
- (五) サプライチェーン管理など物流機能
- (六) 当該公司グループ内部の共有サービスおよび国外会社のサービスアウトソーシングの引受
- (七) 従業員の研修や管理

地域本部が経営の必要により上海市において分支機構を設立する場合、政府関係部門は、審査認可および登記の便宜を提供する。

### 第九条（資金援助および奨励）

新たに登録する投資性公司および管理性公司は、地域本部との認定を経た場合、関係する規定に照らして開設および事務所賃貸の資金援助を受けることができる。

地域本部が、経営管理、資金管理、研究開発、購買、販売、物流およびサービス支援など総合的な運営職能を備え、かつ経済発展に顕著な貢献があり、良好な利益効果を得ている場合、関係する規定に照らして奨励を受けることができる。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

---

多国籍企業のアジア、アジア太平洋地域又は拡大地域の本部を設立する場合、関連する条件に合致するものは、関連規定にしたがい資格を取ることができる資金援助および奨励の具体的な実施弁法は、関係する部門が別途制定する。

### 第十条（資金管理）

地域本部は、統一の内部資金管理体制を確立し、自己保有資金に対して統一管理を実行することができる。外貨資金の運用に関係する場合は、関係する外為管理の規定に照らして執行しなければならない。条件に合致する地域本部は、関係する規定に照らして多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付などの試験的業務に参画することができる。

投資性会社は、『企業集団財務公司管理弁法』に照らして財務公司を設立し、投資性会社が中国国内において投資した企業のために集中財務管理サービスを提供することができる。

### 第十一条（出入国手続の簡素化）

業務のために香港、マカオ、台湾地区、或いは国外の地域本部へ赴く必要がある中国籍人員に対し、関係部門は出国の便宜を提供する。

地域本部で複数回臨時入国する必要がある外国籍人員は、1～5年の数次入国に有効な、毎回の滞在が1年を超えない訪問ビザの手続を申請することができる。臨時に上海市へ来る外国籍人員については、中国の在外公館で入国ビザを申請しなければならない。緊急な場合は、国の関係する規定に照らして、公安部門でポートビザを申請し、入国することができる。

上海市に長期居住が必要な地域本部の外国籍人員については、3～5年有効の外国人居留許可の手続を申請することができる。

地域本部の法定代表者など高級管理人員は、『外国人の中国における永久居留審査認可管理弁法』に照らして、優先的に推薦を受け、『外国人永久居留証』を申請することができる。

### 第十二条（就業許可手続の簡素化）

地域本部の上海市において就業が必要な外国籍人員は、市の労働保障部門で申請し、外国人の『就業許可証』および『就業証』を一括で手続することができる。その内、外国籍高級管理職及び高級技術者は関連規定に従って『外国人専門家証』を申請することができる。

### 第十三条（人材誘致）



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

---

地域本部およびその設立した研究開発センターが国内の優秀な人材を誘致する場合、上海市の戸籍を優先的に処理することができる。

### 第十四条（通関便宜の提供）

条件に合致する地域本部およびその設立した研究開発センターについては、税関および出入国検閲検疫部門は、輸出入貨物に対して通関の便宜を提供する。

地域本部が設立した保税物流センターおよび小口配送センターが物流の統合を行う場合、税関、外為、出入国検閲検疫などの部門は、便宜的な監督管理措置を採る。

### 第十五条（参照適用）

香港、マカオ、台湾地区の投資者が上海市において地域本部を設立する場合、本規定を参照して執行する。

### 第十六条（施行日）

本規定は発布の日より施行し、有効期間は5年とする。

同時に 2008 年 7 月 7 日に上海市人民政府が公布した『上海市の外国多国籍企業の地域本部設立奨励暫定規定』（滬府発[2008]28 号）は、これを廃止する。